

週末における夜間外出禁止の強化

令和2年6月4日
在パナマ日本国大使館

【本文】

4日、保健省は記者会見にて、パナマ首都圏における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、パナマ県及び西パナマ県では、6日（土）午後5時から8日（月）午前5時まで、既に政令で例外が認められている業態以外、完全外出禁止となる旨発表しました。

両県以外の他の県では、週末を含め午後7時から翌朝午前5時までの夜間外出禁止が継続されます。

以上